

**京都市令和2年度補正予算
スタートアップによる新型コロナ課題解決事業**

1 申請資格について

1	京都市内に本社又は事業所等の事業拠点を有しているとは具体的にどういうことですか？	本補助事業においては、「本店や支店、店舗など事業拠点を京都市内に設置（登記）しており、実態として事業を行っている」ことを言います。
2	京都市内に拠点がなくても申請可能ですか？	申請可能ですが、2021年3月1日までに京都市内に事業所を設置（登記する）（例 登記可能なワーキングスペースで登記するなど）していただく必要があります。また、事業完了後に実績報告書と合わせて法人登記をしたことが分かる資料の確認をもって補助金をお支払いします。なお、本補助事業では（公財）京都高度技術研究所（ASTEM）や京都リサーチパーク（株）（KRP）が運営しているワーキングスペース STC3、KRP BIZ NEXT の紹介による京都市内での事業所設置に向けた相談も受け付けます。
3	スタートアップとは何ですか？	本補助事業におけるスタートアップとは、「創業10年未満の中小企業者」と定義しています。中小企業者の定義は、本補助金の募集要領P2「2. 補助対象者」をご参照ください。
4	個人事業主なのですが、申請は可能ですか？	創業10年未満であれば、個人事業主の方も申請可能です。なお、申請時に税務署受領済み開業届の控えを提出いただき、創業日を確認させていただきます。
5	申請条件にある、「創業10年未満」とはいつの時点での計算となりますか？	申請日（交付申請書記載の日付）とします。ただし、令和2年6月11日以前の日付での申請はできませんのでご注意ください。
6	創業日は何で確認しますか？	本補助事業では、法人は、登記事項証明書の「会社成立の日」を創業日とみなします。個人事業主は、開業届に押印された税務署の受領印の日付の日を創業日とみなします。
7	対象の「京都市の企業認定制度で認定を受けている中小・ベンチャー企業等とは」はどのような企業でしょうか。	対象となる企業は、京都市内に事業所がある（登記している）中小企業者（みなし大企業を除く）のうち、京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業、オスカー認定企業、知恵創出「目の輝き」認定企業、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」認定企業、京都市スタートアップ支援ファンド投資先企業、京都市輝く地域企業表彰企業となります。ただし、市内に事業所がない企業は、2021年3月1日までに京都市内に事業拠点を設けることを条件に申請可能です。
8	外国人（日本国籍を有していない）なのですが、申請は可能ですか？	申請可能です。発行後3箇月以内の住民票及び在留カードまたは特別永住者証明書の表裏の写しを提出してください。なお、補助金の支払先は日本国内に本店又は支店のある金融機関の本補助事業申請者名義の口座のみとなり、補助金支払時までに口座開設がなされていない場合は補助金の支払は出来ませんのでご注意ください。
9	国の「持続化給付金」（中小企業に最大200万円、個人事業主に最大100万円を給付）や京都市中小企業等緊急支援補助金を申請予定ですが、本補助事業への申請も可能ですか？	申請可能です。なお、国の持続化給付金は補助金とは異なるものであるため、本補助金の交付額に影響しません。しかし、京都市中小企業等緊急支援補助金については、同一事業で申請する場合、本補助金の交付額に影響しますので、ご注意ください。（6月19日修正）
10	国や府の補助金（給付金とは別）を受けている、又は申請している事業でも、申請可能ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や府の補助金で、併給制限等の条件が無ければ申請可能です。 ・ 併給禁止条件のある補助金を申請している、又は交付を受けている場合は申請できません。 ・ 国等の補助金がある場合、本補助事業の補助金との合計額が事業費（補助対象経費）の総額を超えて受けることはできません。 <p>【補助金額計算方法】 他の公的補助金との併給は可能ですが、次のうち、最も低い額が補</p>

		<p>助金交付確定額となります。</p> <p>① 補助対象経費から国等の補助金（確定通知額）を除いた額に5分の4を乗じた額</p> <p>② 補助対象経費に5分の4を乗じた額</p> <p>③ 一事業者当たりの上限額</p> <p>（例）事業経費（補助対象経費）：140万円、国等の補助金：50万円の場合</p> <p>① $(140万円 - 50万円) \times 4/5 = 72万円$</p> <p>② $140万円 \times 4/5 = 112万円$</p> <p>③ 100万円</p> <p>事業実施期間内に、他の公的補助金の交付が確定した場合、事業終了後にご提出いただく実績報告書における補助金交付確定額はその額を差し引いた額となります。</p>
11	農業を営んでいるのですが、申請は可能ですか？申請できる業種の指定はありますか？	申請可能です。概ね全ての業種が申請可能ですが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業等は対象外となります。詳しくは、募集要領P2「2. 補助対象者」をご参照ください。
12	グループで申請することは可能ですか？	申請できません。あくまで、1事業者単位での申請のみ受付できます。なお、事業を進めるにあたり、他の機関と研究開発等を共同することは推奨していますので、実施体制を様式第2号「事業計画書」の所定欄にご記入ください。

2 申請書類について

1	京都市内と京都市外、どちらにも事業所を持っている場合、納税証明書は京都市内、京都市外どちらのものが必要となりますか？	京都市の納税証明書のみご提出ください。
2	納税証明書はどうすれば入手できますか？	京都市内の方については、関連URL (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000151609.html) をご参照いただくか、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。また、京都市外から申請する場合は、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。
3	登記事項証明書はどうすれば入手できますか？	お近くの登記所（法務局、支局、出張所）で入手できるほか、オンラインでの申請も可能です。
4	交付申請の押印に電子印鑑を使用できますか？	WEB、郵送、どちらの申請にもご使用頂けます。
5	提出書類に不備があった場合は、連絡がもらえるのか。	原則、事務局から連絡はいたしませんので、必ず事前に申請書一式に漏れがないかご確認いただきますようお願いいたします。なお提出書類の不備があった場合は、審査対象外となる場合がございますので、予めご了承ください。
6	交付申請書の従業員にはパートやアルバイト、契約社員は含まれますか？	含みません。役員を除いた、雇用期間の定めのない正社員の人数をご記入ください。
7	申請書に印鑑を押す項目があるが、社印または、代表者印か。どちらでも良いのか。	代表者印をお願いいたします。なお、本補助事業における申請については電子印もご使用いただけます。
8	記入した申請書を事前に確認してもらえますか。	審査の公平性を期すため、個別の申請書の内容に関する事前確認は行っておりません。ASTEMのHPに募集要領に加え、記入例を掲載しておりますので、ご参照いただいたうえで作成頂きますよう

		<p>お願いいたします。申請書の記載事項でご不明点等ございましたら、以下までお問合せください。</p> <p>「スタートアップによる新型コロナ課題解決事業」</p> <p>事務局 E-mail startup-kyoto@astem.or.jp</p>
9	補助申請額は、1円単位まで記載するのですか。	補助申請額は、補助対象経費合計額の4/5（100万円）を上限に、千円未満の額は切り捨てて記載をお願いします。
10	申請書の郵送は消印有効ですか？	消印有効ではありません。締め切り日である2020年6月30日の17時以降は、申請書の受理はできませんので、ご注意ください。
11	申請書を事務局に持ち込んでも良いですか？	WEBか郵送で申請してください。持ち込みの場合でも受付はさせていただきますが、新型コロナウイルスが蔓延している状況ですので、感染拡大防止の観点から、来社は極力ご遠慮ください。
12	一度WEBで申請した後に、内容を修正したい場合はどうしたら良いですか？	もう一度WEBで必要書類をアップロードしてください。なお、その際には備考欄に、「受付番号〇〇の再送分」の文言を入力してください。
13	採択事業者の選定は先着順になりますか？	先着順ではありません。受付期間終了後に、有識者等からなる審査会により評価を行い、採択事業を決定します。

3 対象経費について

1	個人事業主ですが、自らの人件費はどう計上したら良いですか？	申請段階における時間単価は、2,000円/時間で算定してください。ただし、補助金交付確定額の算出には、確定申告書の所得金額を給与の支給額とみなし、時間単価計算の根拠として計上してください。
2	役員の人件費はどう計上すれば良いですか？	原則として、役員は対象外ですが、小規模事業者（製造業20名以下、商業・サービス業5名以下）の役員は対象となります。申請段階における時間単価は、2,000円/時間で算定してください。ただし、補助金交付確定額の算出には、定期同額給与を採用している役員の人件費の年間支給額を時間単価計算の根拠として計上してください。
3	創業予定者ですが、自らの人件費はどう計上したら良いですか？	創業予定者については、法人登記以降に本補助事業に関与した時間に対応する人件費のみが補助対象となります。申請段階における時間単価は、2,000円/時間で算定してください。ただし、補助金交付確定額の算出には、法人設立の際に定めた、定期同額給与を採用している役員の人件費の年間支給額を時間単価計算の根拠として計上してください。
4	従業員の人件費はどう計上したら良いですか？	申請段階における時間単価は、2,000円/時間で算定してください。ただし、補助金交付確定額の算出には、2020年分の源泉徴収票の支払金額を時間単価計算の根拠として計上してください。
5	時間単価の計算に使う所定労働時間とは何ですか？	会社毎に就業規則や雇用契約書で定められた始業時間から終業時間までの所定終業時間から休憩時間を差し引いた時間のことを言います。
6	労働時間の定めがありません。時間単価の計算はどうしたら良いですか？	補助金額確定時には所定労働時間の定めがない場合には、1日8時間、年間293日計2344時間で計算してください。
7	人件費の算出の際の、労働時間は会社で定めている所定労働時間で計算したら良いですか？	実際に事業化活動や研究開発に従事する時間のみが計上可能です。人件費を補助対象経費として申請する場合には、事業完了後に所定の勤務従事日誌をご出いただき、本事業に従事した労働時間を確認しますので、日誌の記入は毎日行ってください。
8	その他直接経費の中の「雑役務費」とは何ですか？	本補助事業では、事業に直接従事する構成メンバーを補助する臨時社員の給与とし、申請者との間に有期雇用契約（期間の定めのある雇用契約）を締結している者を対象とします。派遣社員も対象とし、派遣会社へ支払われる派遣労働の対価を対象とします。申請者との間に無期雇用契約（期間の定めのない雇用契約）の対象者は直接人件費に計上してください。なお、完了時には、確証として雇用契約

		書（派遣社員の場合には派遣会社との契約書）の提示が必要です。
9	申請時の構成メンバー以外の直接人件費は計上できますか？	可能です。ただし、完了時に実際の事業実施に当たった構成メンバーの提出が改めて必要です。また、計画変更を伴う場合は計画変更承認申請の手続きが必要です。なお、直接人件費は、補助申請額の1/3を上限としており、且つ交付決定額を上回って支払うことはできないのでご注意ください。
10	機械装置の購入に当たっての制約はありますか？	補助金額確定時に、購入の必要性、価格・購入先の妥当性が問われますので、そのための書類（複数件の見積書、選定理由書等）の整備が必要です。また、使用簿をつけてください。事業完了後は資産計上していただくとともに、本補助事業の主旨に合った使用をお願いします。
11	材料費・消耗品費の計上に当たっての制約はありますか？	補助金額確定時に、用途、数量、価格・購入先の妥当性が問われますので、そのための書類（見積書等）の整備が必要です。また、受払簿をつけていただき、実績報告時には使用された分だけ金額計上してください。
12	パンフレット等の印刷物の制作に当たっての制約はありますか？	補助金額確定時に、用途、数量、価格・購入先の妥当性が問われますので、そのための書類（見積書等）の整備が必要です。また、使用簿等で使用された分を確認できるようにし、使用された分だけ金額計上してください。
13	大学の先生等へ謝金を支払いたいのですが？	謝金対象の役務、工数を明確にして申請してください。また、補助金額確定時も同様に役務提供の結果と工数を明確にして計上してください。
14	茶菓料は計上できますか？	計上できますが、補助金額確定時に、必要性、数量・単価の妥当性を問われ、結果、認められないこともあり得ますので、御了承ください。
15	労働時間の定めがありません	補助金額確定時には所定労働時間の定めがない場合には、1日8時間、年間293日計2344時間で計算してください。
16	決算報告書は監査を受けたものが必要ですか？	あります。当初の提出は求めませんが、要求したら監査報告書の写しを提出してください。
17	補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含むのか。	含みません。
18	対象外となる経費を教えてください。	家賃、光熱水費、通信費、損失補填、借入に伴う支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入、官公署に支払う手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用 振込手数料（代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上（覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要。）で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上可能）、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用です。
19	これまでから継続して実施していた事業に係る費用は補助対象となりますか。	これまでの継続事業であっても、コロナで生じている社会課題の解決やポストコロナ期に求められる事業内容であり、令和2年4月1日（水）以降に着手し、令和3年3月1日（月）までに支払が完了しているものについては補助対象となります。
20	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか？	領収書類と翻訳文、交換レートの確認ができる種類が必要です。

4 補助金について

1	補助金はいつ受け取れますか？	原則、補助金は、事業完了後の補助金額確定後に支払います。ただし、申請時点で京都市内に事業所がある中小企業者については、概算払請求書をご提出いただき、必要であると判断されれば、事業実施期間中であっても補助金交付予定額の1/2を上限にお支払いし、残額は事業完了後に補助金額確定後にお支払いします。（概算払）なお、直接人件費については概算払の対象外です。また、補助金は予算の範囲内で交付するため、交付申請額から減額
---	----------------	--

		した金額を交付予定額として採択する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
2	補助金の交付予定額はいつ頃決まりますか？	2020年7月中旬頃に採択事業と交付予定額を決定（交付決定）し、各申請者あてに文書により結果を通知します。
3	補助金を振り込んでもらう口座はどこでも良いのか？	補助金の支払先は日本国内に本店又は支店のある金融機関の本補助事業申請者名義の口座のみとなります。
4	補助金の交付額は、事業実績に応じて増減があるのか。	減額することはあり得ます。（増額はあり得ません。） 事業実績に関わらず、補助金上限は、当初に通知する交付決定通知書に記載する額となります。したがって、事業実績が当初予定を下回った（支出額が下がった）場合は、補助額を一定の割合に応じて、減額調整することがあります。また、実績報告において、申請内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がありますのでご承知ください。

5 その他

1	STC3 や KRP BIZ NEXT への紹介はどのように実施されますか？	採択者に限り、補助交付決定通知をお送りする際に、STC3 または KRP BIZ NEXT への入会希望調査票をお送りしますので、希望されるコワーキングスペースをお申し付けください。ただし、KRP BIZ NEXT については、定員がありますので、申請者多数の場合は抽選（7 月末予定）となります。なお、STC3 については、定員はございません。
2	STC3 や KRP BIZ NEXT はいつから入会できますか？	STC3 または KRP BIZ NEXT への入会に当たっては、別途入会用資料を提出いただいた後、事務手続きを経て、早くても 8 月以降を予定しています。
3	STC3 や KRP BIZ NEXT の入会金はいくらですか？	STC3 の入会金は 10,000（税別）、KRP BIZ NEXT の入会金は、初期費用 20,000 円（税別）、保証金 30,000 円（非課税）となります。
4	補助事業が終わったら出さなければならない書類はありますか？	補助対象期間が終了した後、7 日以内に実績報告書及び見積書や請求書等の所定の添付書類を当財団にご提出ください。なお、書類のご提出がない場合は、当該経費については補助対象外となりますので、書類の整備・保管は必ず行ってください。